

日本科学者会議

京都支部ニュース 5月号 No. 375

2015年5月13日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 南館 3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。
店名：四四八（読み ヨンヨンハチ）、店番：448、預金種目：普通預金、口座番号：0280018

目次

■第 49 回京都支部大会のご案内	2
■京都原発裁判支援ネットからの訴え	5
●関西技術者研究者懇談会 4 月例会 (4/12) 報告	
「火山と原発～最悪のシナリオを考える～」	6
●『日本の科学者』読書会 4 月例会 (4/24) 報告	7
★寄稿：「いまや戦争準備態勢の仕上げ段階か」(須田稔)	8
■5月～6月の支部関連行事案内	9
● 5月読書会 (5/15)	
● 第 49 回京都支部大会 (5/17) @キャンパスプラザ 6F 龍谷大サテライト	
● 第 14 回原発ゼロをめざす連続学習会 (5/20)	
● 第 11 回自然科学懇談会 (5/23)	
■支部幹事会だより	10
■JSA 近畿地区催し物案内：「JSA 近畿 No.76.40」	12

<2015 年度会費の納入願い>

京都支部は5月1日より新会計年度に入りました。支部では既納会員の会費で未納会員の全国会費を毎月前納していますので、年度初めに相当の会費納入がないと以降の支部会計の遣り繰りが困難となります。事情をご賢察の上、同封の振込用紙を使って今年度会費（および滞納会費）を早急に納入願います。なお、昨年度中に今年度会費を前受金としてすでに納入されている方々にはその旨のメモを同封しております。よろしく願いいたします。

(支部財政担当幹事)

第 49 回京都支部大会のご案内

京都支部第 49 回定期大会が以下の日程で開催されます。

日時：5 月 17 日（日）13：00～17：00

13：00～14：45 大会記念講演

15：00～17：00 支部大会

会場：キャンパスプラザ 6F 龍谷大サテライト

大会記念講演

奥野恒久会員（龍谷大学政策学部）

「岐路に立つ日本-改憲を阻止し、民主的非軍事平和主義を展望する」

支部大会について

- ・ 支部規約により全会員の出席を求めています。

大会成立には委任状も含めて過半数の出席が必要です。

出欠ハガキを 5 月 10 日（日）までに必ず投函してください。

- ・ 支部幹事の選出は立候補制です。

幹事の員数は会員数の 1/20（13 名）以上です。ふるって立候補ください。

- ・ 立候補される方は、支部幹事会宛に、文書、FAX、メールのいずれかにて 5 月 15 日（金）18 時までにご連絡ください。

文書の場合：〒604-0931 中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 南館 3 階
日本科学者会議京都支部

FAX の場合：075-256-3132

幹事立候補は大会当日に会場でも受け付けます。

大会決議について

以下の 3 本の決議案が用意されています。賛否、文言等ご意見がありましたらお寄せください。大会当日でも結構です。また、これ以外に決議案がありましたら、予め 5 月 15 日（金）18 時までにご連絡ください。大会当日でも結構です。

決議案「原発の再稼働に反対し、原発の廃止を求める」

原子力規制委員会の基準適合判定を受けて、関西電力が進めようとした高浜原発 3 号機と 4 号機の再稼働に対して、福井地裁の樋口英明裁判長は 4 月 14 日、原告の仮処

分申請を認めて原発の運転差止めの決定を下した。決定の特徴は、先の大飯原発3、4号機の運転差止め判決の根拠に加えて、主電源・主冷却装置に基準地震動の耐震性能を求めない規制基準は合理性を欠くとして、審査行為そのものを退けた点にある。

一方、川内原発の再稼働差止仮処分申請に対して、鹿児島地裁の前田郁勝裁判長は4月22日、規制委員会の審査において専門家の審議で定められた規制基準に不合理な点はないとして申請を却下した。

この判断の相違は、両裁判所の裁判官の科学的・技術的限界の認識の相違に由来し、それはひとえに国民の安全に対する裁判官としての責任の自覚の有無によると言わなければならない。

関西電力は4月17日、仮処分に対する異議と執行停止の申し立てを行って再稼働を進めようとしている。私たちは、国民多数が望む脱原発社会の実現を目指し、全国の脱原発運動との連帯をはかりながら、原発の再稼働阻止に向けて更なる運動を展開するものである。

また、原発を運転するということは、10万年を経てもなくなる核のゴミを生産するということである。わが国にはこれまでの運転で既に1万7000トンもの使用済み核燃料が溜っているにもかかわらず、政府と電力会社は、その処理方法も決めないまま原発の運転を再開しようとしている。私たちは、小さな島国日本に住む将来世代の安全を脅かす核のゴミ生産をこれ以上許すことはできない。政府と電力会社に対して原発の廃止を強く求めるものである。

決議案『学問の自由』『大学の自治』を尊重する大学政策への転換を求める』

大学の発展にとって、「学問の自由」と「大学の自治」という原則が不可欠であることは国際的に共通の認識である。日本国憲法も「学問の自由」を謳い、それを制度的に保障するものとして「大学の自治」が位置づけられてきた。しかるに、2015年4月1日から施行された「改悪」学校教育法及び国立大学法人法は、「学問の自由」や「大学の自治」を蹂躪する内容となっている。

遡れば、1991年代の「大学設置基準の大綱化」以降、大学教育は大きな変容を遂げてきた。それは、端的に表現すれば教育における規制緩和・市場主義と認識できよう。そして、2004年の国立大学・公立大学の「法人化」は、学長によるトップ・ダウンの大学運営を可能にただけでなく、学内構成員による学長選出という手続きさえ奪ってきた。さらに大学運営に営利企業における経営手法が強引に導入されてきた。

2006年に「改悪」された新教育基本法は、第17条で「教育振興基本計画」について規定している。それにより、大学教育の内容そのものにまで、政府、文部科学省、

財界の意向が働き、大学の自主性がさらに損なわれつつある。最近では、軍学共同、国立大学の入学式・卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の「要請」、大学機能別分化などに見られるように、政府の思うとおりの大学づくりが強行されようとしている。このように、今日の大学政策は、安倍晋三首相のもとで進む「戦争する国づくり」「世界で一番企業が活動しやすい国づくり」の一環に位置付けられようとしている。日本の大学はいま深刻な危機に直面していると言わざるをえない。このようなもつで改めて大学が市民社会に対して果たすべき責任を想起し、「学問の自由」と「大学の自治」のもつ重要性を確認する必要がある。

日本国憲法にもとづいた平和で豊かな社会を創造し、国民本位の「知識基盤社会」を実現していくうえで、大学が果たすべき役割は大きい。大学が市民社会に対する責任を果たすために、「学問の自由」「大学の自治」を尊重する大学政策への転換を求める。あわせて、市民社会とともに「学問の自由」「大学の自治」を守り、発展させていくために奮闘する決意を表明する。

決議案「憲法の旗を高く掲げ、「戦争法制」を葬り去ろう」

安倍自公政権は、集団的自衛権の行使を認めた昨年7月の閣議決定を踏まえて、その実現に向けた関連法案「平和安全法制」を策定した。法案は、現行法10本をまとめてあらゆる事態で米軍を支援するための「一括法」と米軍主導のあらゆる多国籍軍への自衛隊派兵を可能にする新たな「恒久法」で構成されている。これらはすべて、自衛隊が海外で米国の戦争に参加し、軍事支援する法制であり、世界中どこでも米国の戦争に参加・支援する法制ということができる。これはまさに日本を「戦争のできる国」につくり変えようとするものである。

日本国憲法はその九条で、戦争放棄と軍隊の不保持を定めている。そのため歴代内閣は、自衛隊は日本の国土を防衛する「専守防衛」を任務とする部隊で「軍隊」ではない、と説明してきた。今回の安保法制はどの角度から見ても自衛隊を海外で武力行使できる「普通の軍隊」につくり変えようとする「戦争法制」そのものである。これは明らかな憲法違反である。

安倍首相は、4月29日の米国議会での演説で、日本の国会に未だ上程も審議もされていない「戦争法制」を夏までに実現すると述べ、事実上の対米公約を行った。その上で、安倍内閣は、この憲法違反の法案を今国会に上程し、数を頼んで一気に可決成立させようとしている。これを対米従属的・ファッショ的暴挙と言わないで何と呼べば良いのだろうか。

日本国民は、戦後一貫して平和憲法をわがものとするように不断の努力によって守

り育て上げてきた。1960年の安保闘争では、自民党による日米安保条約の強行採決に反対する30万人を超える空前のデモが国会を包囲し、憲法擁護を訴えた。私たちは今こそ憲法の旗を高く掲げて、あの安保闘争を上回る運動で自公ファシヨ政権を包囲し、憲法違反の「戦争法制」を葬り去ろうではないか。

2015年5月17日

日本科学者会議京都支部第49回支部大会

京都原発裁判支援ネットからの訴え

会員の皆さん、京都地裁の二つの原発裁判の傍聴にご参加ください。
一人ずつの参加が裁判を支えます。

原発賠償京都訴訟・・・5/26（火）10：00 傍聴席抽選

大飯原発差止訴訟・・・5/28（木）13：00 傍聴席抽選

（大飯原発差止訴訟原告団 世話人 富田道男）

関西技術者研究者懇談会 4月例会 (4/12) 報告 「火山と原発～最悪のシナリオを考える～」

日時: 2015年4月12日(日)14時～17時
場所: JSA 大阪事務所
参加者: 13名

古儀君男氏 「火山と原発～最悪のシナリオを考える～」

- ・日本には活火山が 110 存在しており、世界でもまれにみる火山国である。
- すなわち世界の陸地面積の 0.3%に世界の活火山の 7%が集中している。
- ・中でもカルデラ噴火と呼ばれる噴出量 100 km³以上の火山が 10 数個あり、その半数の 6 個が九州にある。
- ・カルデラ噴火は地震と違って周期性がなく、阿蘇のように 1 万年という短い間隔でカルデラ噴火を起こしたものから加藤・小林カルデラのように 32 万年前以降起こしていないものまで色々である。
(頻度としては日本では 1 万年に 1 度起きると言われている)
- ・最近の 7300 年前に噴火した鬼界カルデラ(薩摩半島の南約 50 km の海底火山)のカルデラ噴火は、九州から東北地方まで火山灰を降らし、九州には人が住めなくなった。(この時、京都盆地でも 20 cm の降灰があった)
- ・その後、成層圏まで達した大量の細粒

火山灰と硫酸ミストからなるエアロゾルによって、太陽光は遮られ「火山の冬」が到来、九州ではほぼ 900 年にわたって、森は再生せず不毛の時代が続いた。

- ・それでも人類はなんとか日本列島に生き延びてきた。それはその時代まだ原発がなかったことが幸いした。
- ・もし始良カルデラが噴火した場合、その火砕流は 30 分間で川内原発に到達する。原発は全く対応できない。
- ・カルデラ噴火は予知できないし、何時噴火してもおかしくない、また防ぎようがない。
- ・原発はすぐに廃止すべきだ。

討論

- ★火山には、海溝型、海嶺型、ホットスポット型がある
- ★74000 年前スマトラ島で起きたトバカルデラ噴火で世界の人口が激減した、そして衣服を付け始めた
- ★7300 年前の鬼界カルデラの噴火で九州の縄文文化が壊滅した
- ★気象庁に火山学者はいない(気象庁長官の火山噴火に関する私的諮問機関はある)
- ★現在、大学で火山の観測、調査研究に従事する研究者は 40 名程度に過ぎな

い

近年、火山学を専攻する学生、特に博士課程に進む学生の減少が顕著である
★アメリカ・イエローストーン（巨大カルデラ）の東には原発群がある

これからの日程

5月10日(日)「私が見てきた沖縄戦の実相と米軍基地」 出口幹郎氏

(文責 山口進次)

『日本の科学者』読書会 4月例会 (4/24) 報告 4月号特集：「泉南アスベスト訴訟勝利の意義」

4月24日(金) 15:00~17:30, 支部事務所にて開催, 執筆者の一人である杉本通百則氏を迎え, 6名が参加した。

村松昭夫「大阪・泉南アスベスト国賠訴訟について—訴訟の争点と経過, 最高裁勝利の意義等」(担当: 宗川吉汪氏)

泉南地域の地場産業として100年間にわたって隆盛した石綿紡績業により石綿被害が大量にかつ長期に発生し続けたが, 2005年「クボタ・ショック」後ようやく被害者の掘り起こしと救済の取り組みが始まった。2006年, 国賠訴訟を提訴, 2010年, 1陣訴訟大阪地裁勝訴, 2011年大阪高裁不当判決, 2012年, 2陣訴訟大阪地裁勝訴, 2013年大阪高裁勝訴, 2014年10月, 最高裁にて1陣, 2陣ともに国の責任が認められた。

南慎二郎「泉南地域のアスベスト産業と健康被害の特徴—資料や労災認定状況からの考察」(担当: 菅原建二氏)

泉南のアスベスト健康被害は1937年よりの内務省調査により判明, 1960年じん肺法制

定後は対策が進められたが, 下請け移行などにより被害が不顕在化した。労災認定状況からは, 泉南地域管轄の岸和田労基署において肺がんや石綿肺等が突出している。中小零細工場が多く, 粉じん曝露に関する労働環境は劣悪である。家族経営, 下請けなど, 労災保険の対象とならない労働者も多数存在し, 健康被害の全体像はまだ不明, 訴訟の決着は全面解決に向けての通過点というべきである。

田口直樹「局所排気装置の技術的基盤と普及の条件—技術史的視点から見た最高裁判決の合理性」(担当: 清水民子)

最高裁判決は局所排気装置義務づけ違反について国の責任を認め, 「昭和33年5月26日には」「罰則をもって」「義務付けるべきであった」「昭和46年4月28日まで」「権限を行使しなかったこと」は違法とした。争点は粉じん対策の基本技術に関する工学的知見がいつ確立したかにある。国による技術書は1957年, 1966年には『標準設計』マニュアルができています。規制しなかったのは規制権限の不行使であり, 経費問題の解決など, 労働者保護を容易ならしめる国策が必要であった。

杉本通百則「建設アスベスト訴訟をめぐる国の論理と倫理」(担当：杉本通百則氏)

用意されたレジュメ「アスベスト問題をめぐる国家の論理と技術的基盤の確立」により「アスベスト問題の歴史」、「企業の加害責任」と「行政の不作为責任」、「行政の産業政策による加害(作為)責任」(アスベスト建材の使用推進政策:「建築基準法」による指定; JISによる保証・公認; 住宅公団の標準設計システムによる指定), および「立法(政治家)の責任」(禁止法の否決 1992), 「労働組合の責任」、「専門家の責任」、「ゼネコンや商社の責

任」などが指摘された。公害問題を論じる上での「環境リスク論」の誤りや「科学技術社会論」における加害者の免罪、「労働安全衛生に関する技術発達の特異性」など広範な問題に触れる論点が提供された。

討論(感想)

大学の研究においても実験装置にアスベストを使用した(させた)人は多い。いつ、どのようにして危険だと知らされたのか、いつから使用をやめたのか、気になる所である。

(文責：清水民子)

寄稿：「いまや戦争準備態勢の仕上げ段階か」(須田稔)

去年7月の閣議で「集団的自衛権の行使の容認」を決定したことで、安倍内閣は「アブナイ核」になった。『朝日新聞』の4月22日の「社説」は、「日本の安保政策の大転換であり、平和国家の原則と法的安定性は揺らいでいる。」と書くが、日本国憲法が指し示すこの国のあり方の「存立危機事態」なのだ。主権者国民にとっては、戦争への道に進むのか、平和・非暴力の、対話と協力の道に徹するのかな、岐路に立たされているのである。

「ヘイト・スピーチ」が横行し、この憎悪犯罪の首謀者で実行者の団体幹部と現職大臣がツーショットの写真をとっていたり、事実を歪曲してのメディア攻撃が蔓延し、国会で「かつての侵略戦争(15年戦争あるいは70年戦争)の欺瞞的な錦の御旗であった「八紘一字」をとくとくと賛美する与党の女性議員がいたり、教科書から「従軍慰安婦」や「強

制連行・強制労働」や「関東大震災の折りの官憲と市民による朝鮮人大虐殺」「南京大虐殺」など、深く謝罪すべき加害の事実を消去したり、この『憂うべき暗愚と狂信』『悲しむ能力の喪失』の源泉はどこにあるのか。

第2次安倍内閣の発足以降、日本国憲法の『崇高な理想と目的』は、いのちを愛おしみ愚行を悲しむ能力の劣化を自覚する事なき与党議員によって、満身創痍にさせられている。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と前文にあり、戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認を決めた第9条があり、大臣・国会議員・裁判官・その他の公務員は「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と記す第99条があるのだ。

そもそも「侵略の定義は学界的にも国際的

にも定まっていない」とか「どちらからみるかによって違う」などと詭弁を弄してきたから、まさしく、安倍晋三氏が「とりもどす」ことに執心しているのは、あの侵略戦争の時代、テロリズム日本の時代にちがいない、と確信させられる趨勢なのである。

今の国会の焦点は「安全保障法制」だ。福島瑞穂社民党副党首がこれを「戦争法案」と名付けて批判したところ、安倍首相が「レッテルを貼って議論を矮小化するのは断じて甘受出来ない」と反論、予算委員長も「不適切と認められるような言辞」と問題視。「戦争関連法案」への修正と、「鉄面皮」という表現の削除を求められたという。

4月22日付『毎日』の「社説」は、「私たちは安保法制を議論していく必要性は認め「戦争法案」とは呼ばない」と書く。では「戦争関連法案」と呼ぶのか。この二通りの表現で何が大きな違いなのか。日本共産党は「戦争立法」と呼んでいるが、『毎日』はこれも好まないのか。「ナチスの手口」に要警戒だ。

「国際平和支援法」とは「戦争遂行国支援法」だし、「積極的平和主義」とは「積極的軍事主義」ではないか。本質を言い当てなければ、危険性の認識は薄められる。国家権力の監視役として主権者国民に警鐘を鳴らすべきメディアの使命は閑却してよいのか。

首相と自民党幹部の「異常な要求」「おごり」を、もっと厳しく非難すべきだろう。もう一つの「社説」で、「侵略」や「植民地支配」という言葉を戦後70年首相談話に入れるかどうか「枝葉末節の議論」ではないと主張する『毎日』を嬉しく思うのだが、なぜ「自民の修正要求」という主題の「社説」で、「私たちは「戦争法案」とは呼ばない」と弁明するのか。

日本国憲法よりも日米安保条約、さらには日米地位協定までが優位にある現実、このままでよいのかよくないのか。

5月～6月支部関連行事案内

1. 5月読書会

日時：5月15日（金）15：00～17：30

テーマ：『日本の科学者』5月号特集「相次ぐ火山噴火・土砂災害に向きあう

古儀君男：及川論文「噴火災害から学ぶ」・岡田論文「的確な監視と警戒による火山災害軽減史から学ぶ」

紺谷吉弘：越智論文「2014年広島土石流災害」

鈴木博之：山本論文「2013年台風26号により伊豆大島で発生した豪雨の特性と土砂災害」

2. 2014年度第13回支部幹事会

日時：5月15日（金）18：00～20：00

3. 第49回支部大会

日時：5月17日（日）@キャンパスプラザ6F龍谷大サテライト

13：00～14：45 特別講演：奥野恒久氏

「岐路に立つ日本—改憲を阻止し、民主的非軍事平和主義を展望する」

15：00～17：00 大会

4. 2015年度第1回支部幹事会

日時：5月17日（日）上記の支部大会の休憩時

5. 第14回原発ゼロをめざす連続学習会

日時：5月20日（水）18：30～20：30

会場：京都教育文化センター205号室

テーマ：福井地裁の原発差止め判決から憲法を考える

報告者：宗川吉汪

6. 第11回自然科学懇談会

日時：5月23日（土）13：30～15：30

場所：京大楽友会館

講師：加藤利三氏（物理学、京大名誉教授）

テーマ：「核の利用と人類の生存？」

7. JSA第46回定期大会

日時：5月30日（土）・31日（日）

場所：中央大学・お茶の水

8. 第1回支部ワーキング会議（事務局会議から名称変更）

6月5日（金）13：30～15：30

9. 支部ニュース6月号発行と機関誌7月号発送

6月11日（木）13：30～

※※※※※支部幹事会・事務局会議だより※※※※※

2014年度第12回幹事会（4月24日）および第12回事務局会議（5月1日）の報告

1. 会員の異動

- ・以下の方が新たに入会した：藤田昇さん、小笠原伸児さん、中根葉月さん、柴田浩志さん、山根智史さん

- ・以下の方が退会した：中川勝雄さん、二場邦彦さん、山本靖さん、西山龍吉さん、松田憲さん、安井昭夫さん、石田一紀さん、大学院生 1 名
- ・以下の方が休会することになった：伊達浩憲さん、南野泰義さん、大学院生1名
- ・以下の休会会員が除籍された：木田融男さん、生源寺孝浩さん、大学院生3名
- ・会員の柿木茂さんが本年2月26日にお亡くなりになりました。ご冥福をお祈り致します。

2. 支部現況

一般会員：239； 特別会費会員： 1； 家族割り特別会費会員： 3
 若手会員： 6； 若手特別会費会員： 20 会員合計：269
 読者：3； 贈呈読者： 1
 休会会員（一般）： 2； 休会会員（若手）： 1

3. 会員拡大

今年度の会員異動は、新入13（一般9、若手4）、退会12（一般10、若手2）、死亡1、転入（一般3）、転出（若手2）、除籍（一般2）。2014年度増減は16増17減（270→269）。

2014年度は270名でスタートした。2015年度も270名でスタートすることができた。

4. 会費納入状況（2015年4月28日）

14年度会費未納者：一般 6/243（納入率 97%）、若手特別 5/20、納入金額率95%
 13年度会費未納者：一般 2/22、若手特別 2/7
 12年度会費未納者：一般 1/2

5. 第49回支部大会決議について

以下の3本の大会決議（案）につき討論した

「原発の再稼働に反対し、原発の廃止を求める」決議案

「『学問の自由』『大学の自治』を尊重する大学政策への転換を求める」決議案

「憲法の旗を高く掲げ、『戦争法制』を葬り去ろう」決議案

6. 支部ニュース4月号発行以後の支部関連行事

- ・ 4月19日（日）大規模支部懇談会@京都支部事務所
- ・ 4月24日（金）4月読書会
- ・ 4月24日（金）第12回幹事会
- ・ 5月1日（金）第12回事務局会議
- ・ 5月10日（日）関西懇5月例会@大阪支部事務所
- ・ 5月12日（火）支部ニュース5月号発行と機関誌6月号発送

（文責 宗川吉汪）